

# I 調査の概要

## 1. 調査の目的

国民年金及び厚生年金保険の遺族年金受給者について、収入、支出、就業状況等の実態を総合的に把握し、年金が受給者の生活の中でどのような役割を果たしているかをとらえ、年金制度運営のための基礎資料を得ることを目的とする。

## 2. 調査対象及び調査客体

平成27年12月1日時点における国民年金及び厚生年金保険の遺族年金の受給者（約504万人）を調査対象とし、調査対象から無作為に抽出した約23,000人を調査の客体としている。

なお、具体的な調査対象は以下のとおりである。

- ・ 新法厚生年金保険の遺族厚生年金受給者（子、孫たる受給者を除く）
- ・ 旧法厚生年金保険の遺族年金受給者
- ・ 新法国民年金の遺族基礎年金受給者（子たる受給者を除く）
- ・ 寡婦年金受給者

## 3. 調査時点及び調査期間

調査時点：平成27年12月1日

調査期間：平成27年12月1日～28日

## 4. 調査方法

調査客体として選ばれた年金受給者に調査票を郵送で送付し、郵送で回収した。

## 5. 回答状況

第I-1表 有効回答等の状況

調査客体数	回収数	有効回答数	回答率
22,870 件	15,295 件	14,843 件	64.9 %

## 6. 集計及び結果の公表

- ① 制度別・年齢階級別に層を区分し、比推定を行っている。
- ② 制度について、
  - ・ 「厚生年金のみ」は、新法厚生年金保険の遺族厚生年金または旧法厚生年金保険の遺族年金のみを受給し、遺族基礎年金を受給していない者、
  - ・ 「厚生年金と基礎年金の両方」は、新法厚生年金保険の遺族厚生年金と、遺族基礎年金の両方を受給している者、
  - ・ 「基礎年金のみ」は、遺族基礎年金のみを受給し、新法厚生年金保険の遺族厚生年金及び旧法厚生年金保険の遺族年金を受給していない者、

・「寡婦年金」は、寡婦年金を受給している者を集計対象としている。

③ 集計する項目の中には、調査の結果得られる事項の他に、日本年金機構が保有する業務上のデータ等から得られる情報（以下、「基本情報」という。）があり、「Ⅱ 集計客体の特性」は、基本情報のみから得られるデータをもとに集計している。

※ 基本情報には、性別、年齢階級、被保険者との続柄、年金額階級、被保険者の死亡時における受給者の年齢階級、被保険者の死亡時の年齢階級、受給者と被保険者の生年の差の階級がある。

④ 掲載の数値は四捨五入しているため、内訳の合計が「総数」と合わない場合がある。

⑤ 表章記号は以下のとおりである。

「-」	計数のない場合
「・」	統計項目のありえない場合
「0」	推計数が表章単位の0.5未満の場合
「0.0」	比率が微小（0.05未満）の場合

⑥ 利用にあたっては、本調査の集計値には標本調査に伴う標本誤差があることに注意を要する。